

令和7年度農福連携支援事業（農福連携講座）運營業務委託業務仕様書

1 委託事業名

令和7年度農福連携支援事業（農福連携講座）運營業務

2 業務の概要

農業者及び障がい者就労支援施設職員等を対象に、農業の現場における障がいのある方の雇用・就労に関して農業経営体や、障がい者就労支援施設の指導員、障がいのある方本人に障がい特性を踏まえた具体的な実践手法等をアドバイスするための人材を育成するため、農業・福祉の知識及び農福連携を進める上での必要な作業細分化等を実践で学ぶ「農福連携講座」の開催に係る運營業務について、業務委託を行うもの。

3 業務の内容

(1)「農福連携講座」の開催

農福連携に取り組む意欲の高い農業者や障がい者就労支援施設の職員等30名を対象に、農業・福祉の知識及び農福連携を進める上での必要な作業細分化等を実践で学ぶための講座を開催するもの。

ア. 募集チラシの作成

- ・A4 カラー両面印刷、3,000部作成

イ. 講座の開催

- ・実施場所については、県内全域から受講生が集まることを考慮して、参加しやすい場所を基本とする。
- ・下記の内容を含んだ講座（座学・ワークショップ・現地視察）を計4回以上開催。

| |
|----------------------------|
| 農福連携概論、障がい者雇用と障がい福祉サービスの現状 |
| 農作業の細分化の手法、農福連携に取り組む際の実務 |
- ・農福連携の理論や実情に対する知識の深い大学教授等を塾長に任命し、各講座への参加と、各講座での受講生の理解度の確認等を依頼する。
- ・業務 会場の選定・手配、講師の選定・手配・連絡調整、当日の運営、資料の作成・印刷 等

※会場の使用料、講師謝金及び講師旅費は県が規定に基づき支払う。（委託費には会場使用料、講師謝金及び講師旅費は含まない）

- ・会場の選定・手配に当たっては、障がいのある方に配慮する。

・開催例

| 回数 | 研修科目 | 内容 | 講師 |
|-------------|--------------------------------------|---|-------|
| 第1回 | ・開講式 ・農福連携概論 ・障がい者雇用と障がい福祉サービス | ・農福連携の概要と取組による経営的効果、課題 ・障がい者雇用と就労系障がい福祉サービスの仕組みを知る | 大学教授 |
| 第2回 | ・農作業の細分化の手法 | ・障がい特性と農作業における職業的課題の基礎や作業の細分化の方法を知り、細分化を実践する | 大学教授 |
| 第3回 (午前) | ・現地視察 | ・農福連携（施設外就労）に取り組む農業者の事例から学ぶ 進め方・経営的効果・課題・留意点 | 農業経営者 |
| 第3回 (午後) | ・農福連携に取り組む際の実務 | | |
| 第4回 (午前) | ・先進事例発表 | ・県外の先進的な実践者等による事例発表を通じて、具体的なイメージを膨らませる | 農業経営者 |
| 第4回 (午後) | ・振り返り、課題の解決（グループワーク） | ・農福連携の課題を理解し、それに対する解決策を考える | 大学教授 |

(2) 事業成果報告書の作成

- ・上記(1)の内容を報告書にまとめ、250部作成する。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月9日まで

5 秘密保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 その他

- (1) 契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議のうえ、最終仕様を決定する。
- (2) やむを得ない理由により実施計画を変更する場合は、県と事前に協議すること。
- (3) 業務の各過程において、県と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。